

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日
の翌日)

目次

- ◇告 示 相互救済事業に係る昭和四十九年度の経営状況の区域の変更
- 字の区域の新設等
- 保険医療機関の指定
- 保安林の指定の解除
- 解除予定の保安林
- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成
- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成
- ◇教委規則 鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則
- 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
- 鳥取県工業教員奨学資金貸与規則を廃止する規則
- ◇公 告 鳥取県育英奨学生募集
- ◇正 誤 昭和五十年十二月鳥取県告示第千五百五十六号中訂正
- 昭和五十年十二月鳥取県告示第千六百六十四号中訂正
- 昭和五十年十二月鳥取県告示第千六百六十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の第二項の規定に基づき、財団法人鳥取県会館及び社団法人全国公営住宅共済会から同法同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和四十九年度の経営状況の通知があつたので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和49年度財団法人鳥取県会館
災害共済事業経営状況

1 事業成績

(1) 火災共済	
加入都道府県数	47都道府県
共 済 責 任 額	660,124,166,333円
共済基金分担金	559,667,799円
被 災 件 数	74件
被 災 棟 数	104棟
被 災 面 積	17,340.43㎡

		災害共済金	344,843,507円			災害共済	2,162,417円
		損 害 率	61.62%			自動車損害共済	301,606円
		(2) 自動車損害共済				災害見舞金	3,078,028円
		加入都道府県数	11府県			各種防災施設助成金	100,360,437円
		共済責任額	7,663,143,000円			全国管財主管課長協議会助成金	1,400,000円
		共済基金分担金	8,344,979円			経 費	66,245,639円
		事故件数	20件			支 払 利 息	3,899,740円
		事故台数	20件			調査研究等事業費負担金	20,000,000円
		災害共済金	5,017,116円			減 価 償 却 費	44,724,219円
		損 害 率	60.12%			建 物	15,433,366円
		2 収支計算				設 備	27,828,305円
		(1) 収 入				構 築 物	99,087円
		共済基金分担金	588,012,778円			什 器	1,363,461円
		火 災 共 済	559,667,799円			固定資産除却損	1,680円
		自動車損害共済	8,344,979円			責任準備金繰入 (未経過分担金)	28,890,295円
		繰 入 金	49,150,000円			計	620,924,684円
		雑 収 入	87,075,470円			(3) 差引剰余金 (準備積立金繰入)	112,902,609円
		前年度責任準備金房入	29,589,045円			準備積立金	3,242,377,493円
		計	733,827,293円			前年度繰越度	112,902,609円
		(2) 支 出				本年度繰入高	3,355,280,102円
		災害共済金	340,860,623円			計 (本年度未現在高)	28,890,295円
		火 災 共 済	344,843,507円			ほかに責任準備金	3,384,170,397円
		自動車損害共済	5,017,116円			合 計	
		返 戻 金	2,464,023円				

昭和49年度社団法人全国公営住宅共済経理状況

貸借対照表	
借方(資産の部)	
流動資産	529,184,849円
貯蓄預金	4,057
銀行預金	528,427,502
電話公債	753,290
固定資産	171,695,412
土地建物	49,139,200
什器備品	116,998,800
合計	5,557,412
貸方(負債の部)	700,880,261
預り敷金	11,460,000円
準備積立金	404,967,605
退職給与積立金	41,193,200
減価償却積立金	43,756,000
電話公債買入金	753,290
土地購入金	49,139,200
会館建設金	116,998,800
什器備品購入金	5,557,412
歳計剰余金	27,054,754
合計	700,880,261

鳥取県告示第二百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、昭和五十一年四月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	
大字浅井字隈田	同上の区域(昭和五十年十月三十一日現在の地番による。) 大字浅井字隈田の全域、大字浅井字菅本森二二七の一から二二七の八まで、二二七の一〇から二二七の一五まで、二二三八の二から二三八の四まで及びこれらと一体をなす国有地、大字浅井字湯ノ口二七一ノ三から二七一の一〇まで並びに二六九の四、二七〇及び二七一の三から二七一の一〇までと一体をなす国有地の一部並びに大字浅井字三石ナシ二七四の一から二七四の三まで、二七五の一から二七五の七まで、二七六及び二七七の二
大字浅井字菅本森	大字浅井字菅本森のうち二二七の一から二二七の八まで、二二七の一〇から二二七の一五まで、二二三八の二から二三八の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字浅井字湯ノ口	大字浅井字湯ノ口のうち二七一の三から二七一の一〇まで並びに二六九の四、二七〇及び二七一の三から二七一の一〇

鳥取県告示第二百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を新たに画し、廃止し、及び名称を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の新設、廃止及び名称変更は、昭和五十一年四月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大字浅井 字三石ナシ	までと一体をなす国有地の一部以外の区域。 大字浅井字三石ナシのうち二七四の一から二七四の三まで、二七五の一から二七五の七まで、二七六及び二七七の二以外の区域
---------------	---

数々に画する字の名称	同上の区域(昭和五十一年二月二十日現在の地番による。)
大字亀谷字元谷	大字亀谷字広江ノ前の全域及び大字亀谷字広江ノ空の全域
名称を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十一年二月二十日現在の地番による。)
大字亀谷 字亀谷前	大字亀谷字広江の全域
廃止する字の名称	大字亀谷字広江ノ前及び大字亀谷字広江ノ空

鳥取県告示第二百三十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一一	昭和五十一年三月二十五日
中下医院	境港市朝日町九三	三十一日
上田医院	東伯郡東伯町大字浦安三三四	"
龜山齒科医院	倉吉市上井町二丁目二の二三	十五日

鳥取県告示第二百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字白浜二九六〇の八五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字新田西屋敷通下二二二一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百三十三号

千代川水系に係る一級河川私都川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六條第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置い

て縦覧に供する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第二百三十四号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十四年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川私都川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十一年三月三十日

三 廃川敷地の位置

八頭郡郡家町大字池田字向河原南方三七八番地先から同町大字同字前

河原三五九番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 六、六〇九・四九平方メートル

鳥取県告示第二百三十五号

加勢蛇川水系に係る二級河川加勢蛇川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第二百三十六号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

加勢蛇川水系に係る二級河川加勢蛇川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十一年三月三十日

三 廃川敷地の位置

(一) 中津原地区

東伯郡東伯町大字中津原字河原田六四四―一番地先から同町大字同字早稲田一八四―一番地先まで

(二) 三本杉及び別宮地区

東伯郡東伯町大字三本杉字保平前三〇八番地先から同町大字別宮字中横屋河原一〇二―一番地先まで

(三) 古長地区

東伯郡東伯町大字古長字出口河原二三二―三番地先から同町大字同字麻布三九二次二番地先まで

(四) 矢下地区

東伯郡東伯町大字矢下字長房河原二八六―二番地先から同町大字同字一本松二五九―六番地先まで

(五) 宮場地区

東伯郡東伯町大字宮場字西山根四八〇番地先から同町大字同字瀧ノ前五〇五―二番地先まで

(六) 八反田地区

東伯郡東伯町大字八反田字上河原二三五―四番地先から同町大字同字上河原二四五番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一四四、九九三・一三平方メートル

(一) 中津原地区 一五、一七八・一二平方メートル

(二) 三本杉及び別宮地区 四一、七三〇・五四平方メートル

(三) 古長地区 四一、二〇三・四八平方メートル

(四) 矢下地区 三一、〇八一・五七平方メートル

(四) 宮場地区 一五、一〇三・一七平方メートル
(六) 八反田地区 六九六・二五平方メートル

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中 「鳥取県立鳥取図書館八頭分館 八頭郡那家町 倉吉分館 倉吉市」を「鳥

取県立鳥取図書館倉吉分館 倉吉市」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和五十一年三月三〇日
鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（奨学資金の額）

第三条 奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	金 額	
	月 額	額
高等学校に在学する奨学生	月額	三千円
	月額	一万二千円
大学に在学する奨学生	月額	一万七千円
私立の大学	月額	一万七千円

附 則

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている大学在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定に

かわらず、なお従前の例による。

鳥取県工業教員奨学資金貸与規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県工業教員奨学資金貸与規則を廃止する規則

鳥取県工業教員奨学資金貸与規則(昭和三十八年四月鳥取県教育委員会

規則第七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

昭和51年度鳥取県青英奨学生募集を次の要領により実施する。

昭和51年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

昭和51年度鳥取県青英奨学生募集要領

1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成績優秀及び心身健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

◎ 高校奨学生

(1) 県内に所在する高等学校の第2学年又は第3学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。

(2) 学業成績が次の基準に合致し、品行が正しく、かつ、身体が強健であること。

ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績の平均値がそれぞれ4.0以上であること。

イ 高等学校第1学年又は第2学年の学習成績が同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。

(3) 同一世帯における年間所得基準額が次の所得基準額以内であると。

所得基準額表

区分	所得基準額
1人	840,000円
2	1,500,000
3	1,730,000
4	1,950,000
5	2,130,000
6	2,290,000
7	2,450,000

備考

- 1 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。
- 2 年間所得額は、次によつて算定された額の合計額から特別控除額を差し引いた額とする。
- ア 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及び専従者給与(専従者控除分を含む。)並びにこれらの性質を有する給与等(遺族年金、扶助料、傷病手当金等を含む。)の収入金額(源泉徴収票等という支払金額)をもとにして、次の計算式によつて得られた金額を所得金額とする。

- (イ) 収入金額が200万円以下の場合
収入金額×0.8—500,000円
- (ロ) 収入金額が200万円を超え350万円以下の場合
収入金額×0.7—300,000円
- (ハ) 収入金額が350万円を超える場合
収入金額—1,350,000円

イ 農業所得

総収入金額(農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む。)から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家さんの飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したものを差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には、家計仕向分(自家消費)も販売価格で換算し、含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであつても、年度末に在庫して残つていゝるもの(たな卸資産)は含まない。

また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租等収入金額を得るための必要経費をいう。

特 別 控 除 額 表

特 別 の 事 情	特 別 控 除 額
母子世帯であること。	200,000円
小学校児童1人につき	50,000円
中学校生徒1人につき	66,000円
高等学校生徒1人につき	101,000円
国公立 自宅通学	169,000円
私立 自宅通学	157,000円
自宅外通学	225,000円
高等専門学校生徒1人につき	103,000円
国公立 自宅通学	171,000円
自宅外通学	199,000円
私立 自宅通学	267,000円
自宅外通学	
大学生1人につき本人	
国公立 自宅通学 年間授業料	
	+ 109,000円

身体障害者のいる世帯であること。	1人につき	280,000円
長期療養者のいる世帯であること。	長期療養のため経常的に特別の支出をしている金額	437,000円
主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、276,000円を限度とする。	250,000円
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて支出増又は収入減になると認められる年間金額	382,000円
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき260,000円。ただし、その所得が260,000円未満の場合は、その金額	145,000円

(4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし

し、この奨学資金を受けることになつた場合に、他の奨学資金の貸与又は支給を辞退するときを除く。

(5) 奨学資金を受けることとなる日(昭和51年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。

◎ 大学奨学生

(1) 大学第1年次に在学する学生であること。

(2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ3.5以上であり、品行が正しく、かつ、身体が強健であること。

(3) 高等学校の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。

3 採用人員

高校奨学生 30人(高校2年生) 14人(高校3年生)

大学奨学生 40人(このうち5人は、同和地区出身者に限る。)

4 奨学資金の額

高校在学中 月額 3,000円

大学在学中 国公立月額 12,000円

私立月額 17,000円

5 貸与の期間

奨学資金貸与の期間は、昭和51年4月から次に掲げる終期までとする。

(1) 高校奨学生にあつては、大学の正規の修業年限の終期

(2) 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期

6 奨学資金の返還

奨学資金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦で返還しなければならない。

ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、返選免除、返選猶予等の方法が考慮される。

7 出願の手続

(1) 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。

ア 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類

イ 大学奨学生を志望する場合は、在学証明書及び成績証明書(大学第1年次に在学する者を除く。)

(2) (1)の鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならぬ。

8 出願及び選考の期日

(1) 出願期日

昭和51年 4月1日(木) から昭和51年 4月15日(木) まで

(2) 選考期日

第1次選考(書類) 昭和51年 5月上旬

第2次選考(面接) 昭和51年 5月中旬

(第2次選考は、高校奨学生志望者第1次選考合格者について行う。))

9 その他

この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学(出身) 高等学校又は鳥取県教育委員会事務局指導課に行うこと。

正 誤

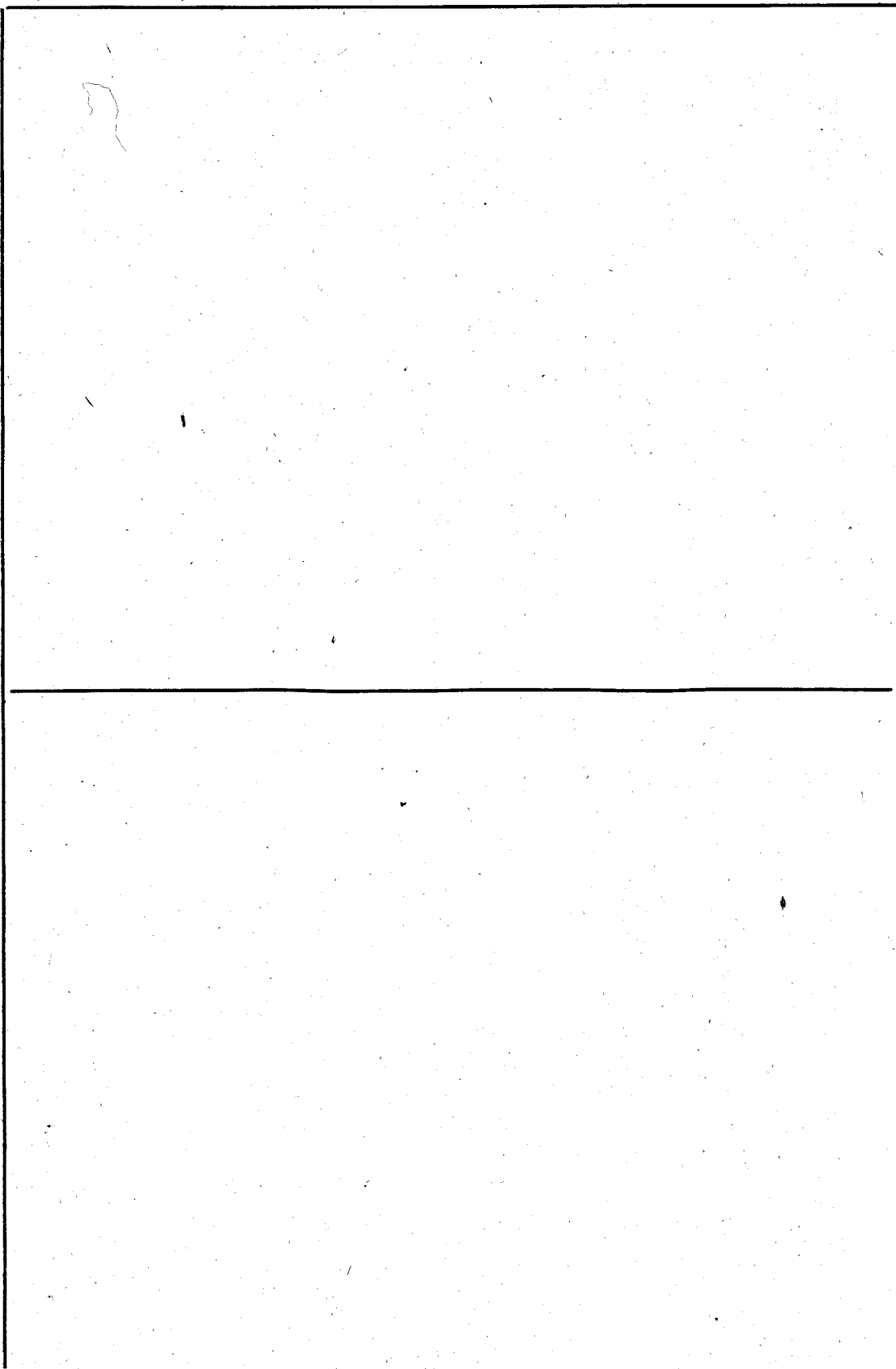
昭和五十年十二月鳥取県告示第千五百五十六号(河川区域の廃止について) 中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
六 上 終わりから一 一級河川千代川 一級河川大井手川

昭和五十年十二月鳥取県告示第千六百六十四号(廢川敷地の生成について) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
八 下 終わりから一 二、六九七・八九 一、六六七・〇五 平方メートル 平方メートル

昭和五十年十二月鳥取県告示第千六百六十六号(廢川敷地の生成について) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。
頁 段 行 誤 正
九 下 二 一級河川千代川 一級河川大井手川



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む)】